



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 270号 2011.2.22 発行 社会政策研究所

=====

知的障害者の取り調べで研修会

NHK ニュース 2011年2月22日 大阪

大阪地方検察庁の検事が放火事件で逮捕された知的障害のある男性の供述調書を作成した際に、動機や手口について自白を誘導したとも受け取れる取り調べをしていた問題が明らかになったことを受け、弁護士が参加して知的障害のある人に対する取り調べのあり方について考える研修会が大阪で開かれました。

昨夜開かれた講習会では、この事件を担当した弁護士が、知的障害のある人には相手に迎合しやすい特性があることを検事が理解せずに取り調べを進めていたと、問題点を指摘しました。

また弁護士は、弁護を担当する相手に少しでも障害があると感じたら、家族などに話を聞いてどんな障害なのかを適切に把握した上で、弁護活動を進める必要があると訴えていました。

この事件で検察は男性をいったんは起訴しましたが、初公判の前に起訴自体を取り消しています。

講師を務めた荒井俊英弁護士は、「障害者は、自分の思ったことをうまく伝えられない特性があるので取り調べの際に専門家の立ち会いを認めるなど法的な支援が必要だ」と話しています。

社説：障害者と司法 供述の特性に配慮を

毎日新聞 2011年2月22日

「被害にあうと救ってもらえず、容疑をかけられると過重に罰せられる」。障害者の事件に取り組む弁護士たちからよく聞く言葉である。

強制わいせつの被害を訴えた知的障害のある女性に対し宮崎地裁延岡支部は「告訴する能力がない」として公訴棄却の判決を出した。供述調書と告訴状の意味の違いなどを女性がうまく答えることができなかったのが理由という。高裁は1審判決を破棄して審理を地裁に差し戻した。

大阪府貝塚市で起きた放火事件では逮捕された知的障害の男性が「放火があった日時には自宅で寝ていた」と供述したのに、検察官がその部分を削除して捜査報告書を作成するよう警察官に指示、取り調べも執拗（しつよう）に誘導していたことが判明。男性は10カ月間勾留された末に起訴が取り消された。

いずれも昨年起きた事件である。過去にも「甲山事件」や「島田事件」などで知的障害児者の証言が裁判で認められず冤罪（えんざい）になったケースがある。障害者の「弱さ」につけ込んだ捜査、障害者の供述特性を理解しない取り調べによって過ちが繰り返されているのだ。

国連障害者権利条約には司法手続きの平等を図るための配慮が定められており、政府は

批准に向けた国内法整備を進めている。現在、障害者基本法の改正が検討されているが、(1) 司法手続きで障害者との適切な意思疎通の手段を確保するなどの配慮をする(2) 関係職員に障害を理解する研修を実施する、などが盛り込まれる予定という。

知的障害や発達障害の人には、自分の発言が相手にどう思われるかという想像が苦手だったり、目の前の人に迎合しやすい特性がある。障害者の記憶や供述特性の研究は精神医学や心理学の分野で盛んに行われており、イギリスでは障害者が捜査当局に事情聴取される際には専門家や家族が立ち会う制度がある。米国では障害者専門の警察官や検察官を養成したり、言葉による理解が苦手な障害者を事情聴取する際にイラストや人形を使ってコミュニケーションを図ったりしている。

わが国ではかつて知的障害者などは家族や施設に保護されて生活している人が多く、司法とかかわる場面がほとんどなかった。しかし、自己決定が尊重されるようになり、社会参加や就労が進んできた。犯罪被害に巻き込まれたり加害者になるケースも増えてきた。障害者基本法改正で検討されている「意思疎通の配慮」や「障害理解」は障害者に温情を与えるという意味でとらえるべきではない。誰しもが保障されるべき適正な司法手続きを障害者にも普通に用意しようということなのだ。

きょういく特報部 みんな地域の学校へ 障害児「分離」から転換

朝日新聞 2011年2月21日

学芸会で舞台上に立った阿部梨凜さん(左から2人目)、クラスメートが歩行器を押した=阿部大秀さん提供



障害のある子もいない子も、地域の学校でともに学ぶ。そんな「インクルーシブ教育」の

理念が注目されている。国が進める障害者基本法改正の議論でも焦点のひとつだが、人的、物的なサポート体制の整備はまだ十分とは言えない。障害児が通常学級に通う現場から課題を探った。(花野雄太)

「社会を知って自立を」

東京都世田谷区の区立旭小学校。今月上旬、体育の授業で校庭を走る1年生にまじって、阿部梨凜(りりん)さん(7)は歩行器で体を支え、アルバイトの介助員に押されながら歩いていた。

他の子どもたちが4~5周する間に、半周するくらいのゆっくりしたペース。疲れた様子で下を向き、立ち止まると、別の女の子が「一緒に走ろう」と励まし、歩行器を押してあげた。

梨凜さんは出産時の事故による脳性まひで、会話や一人での歩行ができないが、同小の通常学級に在籍している。

父親で会社員の大秀(だいしゅう)さん(37)は入学前、区教委の就学相談員や校長らと数回、話し合った。特別支援学校への入学を強く薦められ、見学に行った。そこでは多くの子どもにマンツーマンで大人が付いていた。サポートが手厚いと思う一方、通常学級に比べると「子ども同士のふれあいが乏しい」と感じたという。

学校への就学手続きの流れ



「障害児だけの隔離された世界しか知らなかったら、いつまでも自立できないと思う」と大秀さんは言う。「通常学級で、いじめられることもあるかもしれない。でも、それが現実の社会。障害に理解を示し、助けてくれる子もいるはず」

実際、クラスメートは小さな手を差し伸べる。落とした鉛筆を拾って渡す。脱げた靴をはかせる。絵を描く時は画用紙が動かないように押さえてあげる。教室は2階にあり、階段の上り下りを子どもたちが手伝うことも多い。

昨年11月下旬の学芸会。梨凜さんは創作劇のアヒルを演じた。舞台上では、子どもたちが歩行器を押した。タイミングよく「があがあがあ」と鳴き声をあげることができた。

「わたしはきょうとてもたのしかったの」「あひるのやくがじょうずにできたんだ」。その日の作文に、そう書いた。

梨凜さんには、主に教科の補充指導などを担う区雇用の学校支援員やアルバイトの介助員らが交代で付き添うが、アルバイトの雇用に制度的な裏付けはなく、区教育委員会の担当者は「ケース・バイ・ケースで対応している」と説明する。

親の介助が条件

公費負担の付き添いや介助は自治体によって差があるのが実情だ。学校と保護者との折り合いが付かないケースもある。

東京都東村山市の小2女兒は重度の障害があり、通常学級に在籍している。学校側は、専用容器から水分補給をすること一つをとっても誤嚥（ごえん）の危険があるとして、保護者に常に付き添うよう求めたという。しかし、負担の大きさから体調を崩すなどした保護者が「親が付き添わなければ水も飲ませないというのはおかしい」と反発し、女兒は1月から登校できないでいる。

学習面のサポートも課題だ。練馬区の男児（9）は発達障害があり、就学相談では特別支援学級を薦められたが、両親の希望で地域の小学校の通常学級に入った。母親によると、授業について行けず、宿題のプリントは母親が下書きした答えをなぞらせていたが、次第にプリントを見るのも嫌がるようになった。

昨春、3年生になるのに合わせて別の学校の特別支援学級に移ってからは表情が明るくなったという。母親は「教室で与えられる課題のハードルは低くなっても、乗り越えることで自信を付けたようだ。ただ、通常学級でも学校支援員に付いてもらうなどの対応があれば、授業について行けたと思う」と話す。

就学先「本人・親の合意」議論

文部科学省によると、義務教育段階で特別支援教育を受けている子は全体の2.3%にあたる約25万1千人いる。

現行の学校教育法施行令では「意思疎通が困難」「補装具を使っても歩行、筆記など日常生活の基本的動作が不可能が困難」といった一定の障害の程度（就学基準）に該当する場合は、原則として特別支援学校に就学する仕組みだ＝表。就学先を決める際は保護者への意見聴取義務があるが、本人や保護者の同意は必要なく、最終的には市町村教委が決める。

2009年度の小学校入学予定者の1%弱、約9千人が就学基準に該当すると判定され、うち約6100人が特別支援学校に入学した。「特別な事情」を認められて普通学校に入学（認定就学）したのは約2900人。多くが通常学級ではなく特別支援学級に在籍しているとみられる。

この就学決定の仕組みは「障害児を原則分離する制度で、障害者への差別や偏見を生んでいる」と多くの障害者団体から批判を受けてきた。

この制度が転機を迎えている。内閣府の障がい者制度改革推進会議は昨年12月、「障害の有無にかかわらず、原則としてすべての子どもが地域の小中学校で学ぶ」ことを盛り込んだ第2次意見をまとめた。国連の障害者権利条約がうたう「インクルーシブ教育」の理念を踏まえたものだ。今月14日に政府が示した障害者基本法改正案の素案は、「共生社会の実現」を同法の目的として盛り込んだ。就学先の決定方法などの各論では行政と当事者との意見が分かれるが、本人や保護者との合意形成をより重視する方向で議論が進んでい

る。

海外でも「共に学ぶ」動きは広がる。広島大の落合俊郎教授（特別支援教育学）によると、1980年代以降、欧州の多くの国で「分離型」からの脱却が進んだ。（1）障害児が在籍する場合は学級の人数を減らす（2）学校以外の専門機関との連携を義務付ける、などの取り組みがあるという。

学ぶ場、行き来できれば

中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」委員長の宮崎英憲・東洋大教授の話 通常学級、特別支援学級、特別支援学校の間にある敷居を低くし、発達段階やニーズに応じて柔軟に学びの場を行き来できるような形が望ましい。特別支援学校の子どもが通常学級にも籍を置いて交流する、東京都の「副籍制度」なども参考になる。障害を抱えていなくても不登校になる子どもが多い現実を見れば、通常学級は障害児にとって決して良い面ばかりではない。教員の研修も含めた環境整備を急ぐ必要がある。

他者尊重、欠かせぬ教育

インクルーシブ教育が専門で「障害のある子の保育・教育」などの著書がある堀智晴・大阪市立大教授の話 障害認定を受けていなくても、様々な困難を抱える子どもは多い。インクルーシブ教育は、そうした子どもも含め、お互いが同じクラス、学校、社会のメンバーなのだという考え方で、社会の在り方、人間の生き方にかかわっている。他者との関係が希薄になりつつある現代では、他者を尊重し、他者をつながりをも深めていくことこそ必要で、今の時代に欠かせない教育だ

ぶれジョブ 広まれ 障害児の長期職場体験

中日新聞 2011年2月21日



ジョブサポーターの指導を受けてテーブルを拭く東君（左）＝富山県高岡市横田本町で

高岡 北陸初実践まだ2件 保護者 「子らの存在知って」

障害のある子どもが長期間にわたり職場体験をする「ぶれジョブ」が、北陸では初めて富山県高岡市内で取り組まれている。子どもに自信をつけてもらうと同時に、地域の人たちにも障害者への理解を深め、共生を進めてもらうのが狙い。ただ、体験ができる職場はまだ少なく、関係者は受け入れ先などの広がりにも期待を込めている。（佐久間博康）

同県内でのぶれジョブは、富山大名誉教授の竹川慎吾さん（70）＝上市町上正＝が代表を務める団体「ぶれジョブたかおか」が実施。社会保障や労働経済学が専門の竹川さんが、障害者の就労支援などを行っている人たちと設立し、昨年八月から活動を始めた。

同市横田本町の飲食店「ぼてじゃこ横田店」では、毎週日曜午前九時から一時間ほど、高岡支援学校中等部一年の東伊織君（13）が、開店前の店の掃除を手伝う。ボランティアで付き添う「ジョブサポーター」の安藤雄大さん（22）の指導を受けながら、机をぞうきんで拭いたり、床のごみをほうきで集めたりしている。

「きれいになって楽しい」と、やりがいを語る東君。父隆之さん（39）は「息子は学校卒業後もこの地域で暮らすだろう。住んでいる人に存在を知ってもらいたいし、さらなる成長や仕事との相性を模索したい」と話す。

「ぼてじゃこ」の脇田安規企画管理部長は「少しでも役に立てればと思って受け入れた。一生懸命やっているし、ジョブサポーターが付き添うので安心」と言う。

ぶれジョブたかおかの事務局を務める「高岡市手をつなぐ育成会」によると、現在、同市内の小中学生計二人が職場体験中。だが、受け入れ先は三件、ジョブサポーターも二人しか確保できていない。

竹川さんは「障害のある人が地域で暮らすには、存在を隠すのではなく、知ってもらうことが大切。ふれジョブ発祥地で、市の事業にもなっている岡山県倉敷市のように、まちを挙げた取り組みになってほしい」と、行政や地元企業などの協力も求めている。

ふれジョブ 2003年に岡山県倉敷市の中学校教諭の発案で始まった。障害のある小学校5年生から高校生が地域の商店や企業で1週間に1時間ほどの職場体験をする。「ふれジョブたかおか」の受け入れやジョブサポーターに関する問い合わせは事務局＝電0766(21)7877＝へ。

障害者雇用で「ビーハッピー」

朝日新聞 2011年02月21日

■山田養蜂場 子会社設立

ハチミツ製造・販売の山田養蜂場(山田英生社長、鏡野町)は、障害者に働く場を提供する子会社「ビーハッピー」を設立した。4月から業務を始める。5月には障害者雇用促進法に基づく特例子会社としての認定を申請する。

資本金1千万円で、山田社長が社長を兼務する。障害者12人と支援員3人の募集を始めた。通販商品の簡単な荷造りや本社の清掃、草抜きをしてもらうという。10月にはさらに6人を募集する予定。

特例子会社は昨年4月現在、全国に281社、県内に3社ある。採用の問い合わせはビーハッピーの特例子会社開設準備室(0868・54・1300)。(中村二郎)

障害者雇用のノウハウ伝授 京都市、アドバイザー派遣

京都新聞 2011年2月21日

京都市は民間企業を対象に障害者雇用のノウハウを教えるアドバイザー派遣事業を2011年度から始める。障害者に合った仕事を紹介し、雇用時の採算性を予測する。障害者に必要な備品の補助制度も新たに設け、雇用促進を図る。

京都府内の障害者雇用率(昨年6月1日現在)は1・82%で、法定雇用率1・8%を達成したが、達成企業の割合は49・5%にとどまる。「障害者の能力を生かす方法が分からない」と訴える企業が多く、障害者を新たに雇用しようとする市内の企業を対象にアドバイザーを派遣することにして、11年度一般会計当初予算案に600万円を計上した。

アドバイザーは国の助成制度の有効活用や障害の種別に応じた業務内容、人材育成の方法などを助言する。障害のある社員を親会社の雇用率に含めることができる「特例子会社」の設立も支援する。

200万円を上限に、障害者が使いやすいパソコンや机などの備品購入費とアドバイザー派遣費用の3分の2(中小企業は全額)を補助する。

府や市、障害者支援団体などでつくる市障害者就労支援推進会議が、アドバイザーを派遣しているコンサルティング会社や団体を募集し、希望する民間企業に派遣する。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行